

第十三号の二様式 (平20内府令47・全改、平26内府令49・令元内府令2・一部改正)

【外国投資信託証券のファンドの損益計算書】

区分	注記 番号	前計算期間 (自 年 月 日 至 年 月 日)		当計算期間 (自 年 月 日 至 年 月 日)	
		金額(円)	百分比 (%)	金額(円)	百分比 (%)
I 投資損益			× × ×		× × ×
配当等収益					
配当金		× × ×		× × ×	
利息		× × ×		× × ×	
.....		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
投資有価証券売買損益					
売買益		× × ×		× × ×	
売買損		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
投資有価証券売買損益 増減					
前期末評価損益		× × ×		× × ×	
当期末評価損益		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
その他			× × ×		× × ×
.....			× × ×		× × ×
II 投資外損益			× × ×		× × ×
経費					
管理報酬		× × ×		× × ×	
保管報酬		× × ×		× × ×	
投資顧問報酬		× × ×		× × ×	
手数料		× × ×		× × ×	
人件費		× × ×		× × ×	
役員報酬		× × ×		× × ×	
.....		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
.....			× × ×		× × ×
配当金 (又は分配金)					
配当等収益		× × ×		× × ×	
投資有価証券売買益		× × ×		× × ×	
.....		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
その他					
.....		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
III 当期純利益 (又は当期純 損失) (I + II)			× × ×		× × ×

(記載上の注意)

- (1) この様式は一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- (2) 様式に掲げる科目以外の損益でその金額が投資損益又は投資外損益の総額の

100分の10を超えるものについては、当該損益を示す名称を付した科目により記載することとし、当該科目が特殊な目的である場合又はその名称が難解である場合には、その内容を下部余白に注記すること。

- (3) 「管理報酬」、「保管報酬」、「投資顧問報酬」及び「手数料」については、直近事業年度における、支払先ごとの支払額を下部余白に注記すること。ただし、これらについて第四号の二様式の「記載上の注意」(㊦)の規定により同様式「第二部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金」の「(3) 管理報酬等」において記載した場合には、その旨を記載することにより注記に代えることができる。